

## 新型コロナウイルス ワクチン接種

### 65歳以上のかたへ

#### 先行接種を開始しています

先行接種対象 ▶ 市内施設に入所中の高齢者のかた約500人

\* 国から供給されたワクチンを使用して、4月の第2週から先行的に接種を実施しているものです。

#### ワクチン接種 クーポン券を お送りします



■対象 令和3年度中に65歳以上に達するかた(昭和32年4月1日以前に生まれたかた)

■送付日程 対象となるかたへ、4月中旬から以下の順で送付します

- ① 80歳以上のかた
- ② 70～79歳のかた
- ③ 65～69歳のかた

\* ワクチンの接種は、国からのワクチン供給量に合わせて、5月以降となります。

#### ◆住民票所在地が秋田市以外のかたで やむを得ない理由で 秋田市での接種を希望する場合

新型コロナウイルスワクチンの接種対象者は、原則、住民票所在地の市町村において接種を行うこととなります。

やむを得ない事情(単身赴任で秋田市に来ていたかた、入院・入所されているかたなど)で、秋田市での接種を希望するかたは、コールセンターにご相談ください。

### 65歳以上のかた以外

令和3年度中に65歳以上に達するかた以外の接種は、詳細が決まり次第、市ホームページ(広報ID番号1028214)でお知らせするほか、広報あきたにも掲載する予定です。

接種の予約受付や手続きなどに関する問い合わせ

秋田市新型コロナウイルス  
ワクチン接種コールセンター



☎018(803)6800

平日の9:00～18:00

■聴覚に障がいのあるかたや、電話での問い合わせが難しいかたはFAXでも受け付けます。

健康管理課FAX(883)1158

#### ワクチン接種までのながれ

- ① クーポン券が郵送されます
- ② クーポン券に同封したお知らせの内容をご確認ください
- ③ 接種希望日時と会場をご予約ください  
…予約は、コールセンターへの電話か、インターネットで受け付けます。  
◆接種会場および予約方法の詳細については、決まり次第、市ホームページ(広報ID番号1028214)などでお知らせします。
- ④ 予約当日、クーポン券、予診票、本人確認書類を持ち、会場でワクチン接種を受けます

#### ワクチン接種にあたっての注意点

- ◆接種前にご自宅で体温を測定し、明らかな発熱(※)がある場合や体調が悪い場合などは、コールセンターにご相談ください  
※37.5度以上をさします。37.5度を下回る場合でも、平時の体温と比べて高い場合はご相談ください。
- ◆円滑なワクチン接種のため、肩を出しやすい服装でお越しください
- ◆ワクチンの効果を十分得るために、3週間の間隔を空けて2回受ける必要があります。1回目の接種の3週間後の同じ曜日に接種をお願いします
- ◆接種前後に、高齢者肺炎球菌ワクチンなどの他の予防接種を行う場合には、原則として13日以上の間隔をおく必要があります

## 離職されたかたの 再就職を支援します

期間延長

新型コロナウイルスの影響により離職されたかたが、再就職のために取得した公的資格の取得費用を補助するとともに、雇用した事業者へ採用支援金を交付します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。◆広報ID番号①=1026539、②=1026540

### ①離職者資格取得助成事業

#### ◆対象

新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月14日以降、事業主都合による退職勧奨や解雇の対象となって離職し、再就職をめざす市内在住のかたおよびそのかたを採用した市内の事業者

#### ◆対象資格・経費

厚生労働省指定の国家資格(教育訓練給付制度)などに関する受講料、受験料(合格分)、登録料など

#### ◆資格取得日の対象期間

資格取得日が令和3年3月1日から令和4年3月31日まで(申請期間も同期間中です)

#### ◆補助率など

対象経費の全額。上限額20万円  
(千円未満の端数は切り捨て)



### ②離職者採用支援事業

#### ◆対象

令和3年3月1日から令和4年3月1日までに対象労働者を、市内の雇用保険適用事業所に正規雇用または非正規雇用(契約期間1年以上)した事業者。ただし、採用日までの6か月間に事業主都合による離職者がいないこと

#### ◆対象労働者

新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月14日以降、事業主都合による退職勧奨や解雇の対象となった、市内在住の労働者(雇用保険加入者)または企業からの内定取り消しを受けた学卒者

#### ◆申請期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで。申請期限は採用日から2か月以内

#### ◆補助額(1事業者あたり合計10人まで)

正規雇用の場合▶1人あたり月15万円×最大3か月  
非正規雇用の場合

▶1人あたり月7万5千円×最大3か月

問い合わせ▶企業立地雇用課☎(888)5734

## 公共交通などの事業者へ 支援金を交付します



令和3年4月1日現在、市内に主たる事務所(営業所)がある路線バス、タクシー、自動車運転代行事業者を対象に、新型コロナウイルスの感染対策のための支援金を交付します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。◆広報ID番号 1026636

### ◆交付対象車両と1台あたりの交付額

- ①市内の営業所に配置されている路線バス、高速バス、リムジンバス車両=2万円
- ②タクシー車両=1万円
- ③自動車運転代行業の随伴用自動車車両=1万円

### ◆申し込み

対象事業者に事前に申請書類を送付しますので、必要書類を添付の上、交通政策課へ郵送またはEメールで5月28日(金)までに提出してください。申請書は、市ホームページからもダウンロードできます。〒010-8560 秋田市役所交通政策課  
Eメール ro-urtp@city.akita.akita.jp

問い合わせ▶交通政策課☎(888)5766

## 働くかたの生活資金 を支援します

期間延長

市内で働くかたを対象に、新型コロナウイルスの影響による収入減少などで生活資金が必要なかたを支援します。これは、東北労働金庫が創設した自治体提携特別融資制度に、市が貸付原資を預託し実施されるものです。

詳しくは、東北労働金庫秋田支店(☎(866)1311)へお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。◆広報ID番号 1025260

### ◆対象

勤続1年以上で市内居住または市内事業所に勤務しているかた。年収150万円以上など一定の要件があります

### ◆内容

融資限度額50万円/返済期間は最長5年、利率は固定金利年1.0%(保証料は東北労働金庫が負担)/取扱期間は令和4年3月末までに実施した融資



問い合わせ▶企業立地雇用課☎(888)5734